

(3) 公益財団法人鳥取県国際交流財団 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
10 人	18,908 千円	3,991 千円	7,487 千円	30,386 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

国際交流推進員職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
192,080 円	286,512 円	44 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
国際交流推進員職	大学卒	179,700 円
	高校卒	152,000 円

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
国際交流推進員職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 （事務局長、事務局次長、総括マネージャーは県の規定に準ずる）	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.215 月分 ( 1.200 )	0.770 月分 ( 0.850 )
	12月期	1.215 月分 ( 1.200 )	0.770 月分 ( 0.850 )
	計	2.430 月分 ( 2.400 )	1.540 月分 ( 1.700 )
	（注）（ ）内の数値は、事務局長、事務局次長、総括マネージャーの支給割合 事務局長、総括マネージャーは勤勉手当のみの支給		
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有		
	〔令和4年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給額
	7,486,780 円	10 人	748,678 円
退職手当 （県の規定に準ずる）	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分
	勤続 40 年	44.7795 月分	47.709000 月分
	（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置 無		
	〔令和4年度実績〕 支給実績なし		
時間外勤務手当	〔令和4年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給年額
	1,928,000 円	10 人	192,800 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または 監督の地位にある 職員	職務の級に応じて定額を支給  〔令和4年度実績〕 支給実績なし	
扶養手当	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	制度なし	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者  イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給  借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額
		〔令和4年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 24,000 円	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合	（駐車場代の加算） 通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車場を利用する場合に、当該利用に係る1月当たりの職員負担額が5,000円を超えることとなると任命権者が認める職員に支給（1月当たり1,000円を上限とする。）  （パークアンドライド） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給  （1月当たり 3,000 円を上限とする。）
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		[令和4年度実績]	
		支給総額	支給職員数
	1,774,760 円	8 人	18,487 円
管理職員 特別勤務手当 (県の規定に 準ずる)	管理職手当が支給される職員で臨時又は緊急の業務で週休日に勤務した職員	管理職手当の支給区分に応じて支給  [令和4年度実績]  支給実績なし	

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	100,000 円	なし	
副理事長	無報酬 円	なし	
常務理事	286,400 円	6月期 2.050 月分 12月期 2.050 月分	
非常勤評議員	出席を依頼する会 議1回につき日額 3,000円	なし	
非常勤理事			
非常勤監事			

※評議員に対して各年度の総額が15万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

※理事及び監事に対して、評議員会において別に定める額の範囲内で、評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

[令和4年度実績]

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
4,469,132 円	1 人	372,428 円

②非常勤役員(理事長)

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
1,200,000 円	1 人	100,000 円

③非常勤役員(理事・監事、評議員)

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
96,000 円	32 人	250 円

## 7 給与制度の変更

### (1) 変更内容

区 分		変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
勤勉手当 (事務局長、事務局次長、総括マネージャー)		6月 0.850月分 12月 0.850月分	6月 0.775月分 12月 0.925月分	県の制度に準じた改正
給料表	グループリーダー	県給料表 3 級 1 号	県給料表 3 級 1 号 に0.95を乗じた額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職責に応じた給与体系へ見直しを行ったもの</li> <li>・令和3～5年度にかけて見直し(経過措置3年目)</li> </ul>
	事務局次長	県給料表 4 級 1 号	県給料表 4 級 1 号 に0.95を乗じた額	
役員報酬等 (常務理事)		報酬月額 286,400円	報酬月額 285,610円	鳥取県退職者の再雇用にかかるガイドラインを踏まえ、鳥取県の定年前提任用短時間勤務職員の報酬水準に合わせた改正

(2) 適用日 令和5年4月1日